

大口町福祉手当支給条例（平成１２年大口町条例第２３号）による福祉手当支給に関する事務であって規則に定めるもの

個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	大口町
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	108-3：心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	大口町福祉手当支給条例（平成１２年大口町条例第２３号）による福祉手当支給に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項	144	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年大口町条例第２６号）別表第１町長の部大口町福祉手当支給条例（平成１２年大口町条例第２３号）による福祉手当支給に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第１条	大口町福祉手当支給条例（平成１２年大口町条例第２３号）第１条
⑥事務の趣旨又は目的	第１条 （障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって（障害者及び障害児の福祉の増進を図る）とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第１条 この条例は、社会保障の理念に基づき、（障害者）に福祉手当を支給することにより、（障害者の福祉向上）に資することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		大口町福祉手当支給条例（平成１２年大口町条例第２３号） 大口町福祉手当支給条例施行規則（平成１２年大口町規則第１４号）
--------------	--	--

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号	大口町福祉手当支給条例第５条第１項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	大口町福祉手当支給条例第５条第１項の規定による障害者の福祉に係る手当等の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号リ	大口町福祉手当支給条例第５条第１項 大口町福祉手当支給条例施行規則第２条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号	大口町福祉手当支給条例第７条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	大口町福祉手当支給条例第７条の規定による障害者の福祉に係る手当等の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
-----------	--	--

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号リ	大口町福祉手当支給条例第 7 条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年01月07日
独自利用事務の対象者	障害者のうち転入者
番号法第 9 条第 2 項の条例に規定した日	2016年01月01日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	37
保護評価書の名称	大口町 福祉手当支給に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E5%A4%A7%E5%8F%A3%E7%94%BA&ev_name=%E7%A6%8F%E7%A5%89%E6%89%8B%E5%BD%93&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=10&opn_date_from_day=7&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=7&opn_date_to_month=1&opn_date_to_day=7&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	